

F N o . 5 ・ 6 ・ 0
令和元年7月16日

指定障害児通所支援事業者 代表者 様

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検について(依頼)

日ごろより障害福祉施策の推進に御理解・御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

この度、本年5月に滋賀県大津市において発生した、集団で歩道を通行中の園児らが犠牲になった交通事故を受けて、別添のとおり内閣府、文部科学省及び厚生労働省から、日常的に集団で移動する経路の安全点検等の実施について依頼がありました。

つきましては、別添「フローチャート兼回答票」を御確認の上、次のとおり御回答くださるようお願いいたします。

1 点検対象事業所(施設)

(1) 児童発達支援事業所(センターも含む。)

(2) 医療型児童発達支援事業所(センターも含む。)

2 回答書類

フローチャート兼回答票

3 回答期限

令和元年7月22日(月)まで

4 回答先

障害政策課 指定・指導班あてにFAXしてください。

FAX番号 042-759-4395

5 留意事項

「フローチャート兼回答票」において、危険だと思われる箇所があり、「第1類型」及び「第3類型」と御回答いただいた場合は、後日、詳細の場所や状況などを個別に確認させていただいた上、必要に応じて、事業所、相模原市障害政策課、道路管理者、警察署等が連携して、当該箇所の合同点検等を行うこととなりますので、その際は御協力ください。

6 その他

国からの事務連絡「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」についても併せて御確認ください。

問い合わせ先
相模原市健康福祉局福祉部
障害政策課指定・指導班
電話 042-707-7055(直通)